

疏乙第 二 号証

道路使用許可申請書

昭和 57 年 8 月 27 日

大阪府西成警察署長 殿

大阪市西成区菟之茶屋 2-5-23

住所

釜ヶ崎解放会館内

申請人

釜ヶ崎日産労働組合・執行委員

氏名

電話

申請理由、目的
申請方法及期間

就労申告書禁止反対の宣伝

大阪市内全域(阪神高速道路をのぞく)

昭和 57 年 8 月 30 日 午前 9 時 00 分 起 昭和 57 年 9 月 5 日 午後 8 時 00 分 迄

- ①車上外部にスピーカーをとりつけ走行しつつ広報宣伝する
- ②毎日午前9時より午後8時まで(但日曜・祭日は午前10時より午後8時)
- ③原動機、普通乗用車(車輻番号: [redacted])

本報区域内外の地区

住所

大阪市西成区菟之茶屋 2-5-23 釜ヶ崎解放会館内

氏名

[redacted]

電話

06-[redacted]

道路使用許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

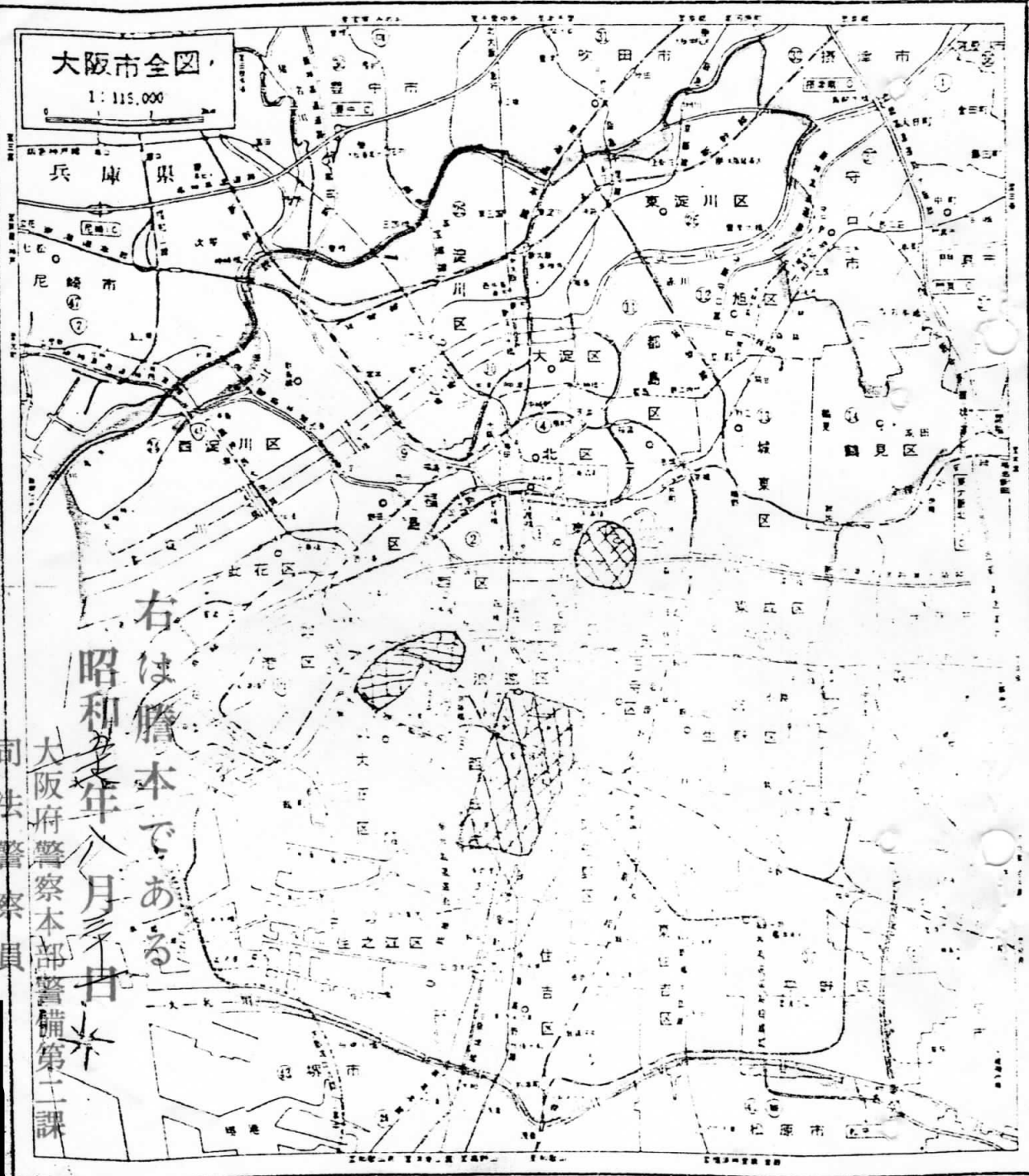
条 件	
-----	--

昭和 年 月 日

大 警 察 署 長

大阪市全図

1:115,000



右は贍本である
昭和25年八月五日

大阪府警察本部警備第二課

司法警察員

豊部 補

斜線は広報主要区域を示す

昭和25年2月発行